

アペンディクス：日本企業からの回答

報告書で指摘された日本企業に宛てたメール

「御社に関連する調査報告書ドラフト確認のお願い（ヒューマンライツ・ナウ）」

認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウと申します。
日本を拠点とする国際人権NGOとして活動しております。

当団体では、タイの鶏肉産業に関連して、日本企業のサプライチェーンであるタイの工場で発生している人権侵害の問題について、レポート「タイ鶏肉産業における強制労働：日本企業のサプライチェーン上の労働者の権利侵害」を準備しております（最終ドラフトを添付しております）。この度は、レポート作成の過程で、貴社のサプライチェーンであるタイ企業において人権侵害がうかがわれる状況が見られましたので、ご連絡させていただいております。

当団体では、本レポートを6月の早い時期に発表する予定ですが、内容をご確認の上、事実関係について貴社の認識と異なる点がありましたら、ご連絡ください。

また、貴社からの訂正・コメント、本報告書を受けての対応や取り組み方針等がある場合、これらをまとめて「回答」として、報告書末尾に添付することを検討しておりますので、対応方針も含めたご回答を10日以内にいただければ幸いです。

（暫定版の報告書を添付）

A. 報告書を受け取らなかった企業

1. 丸大フード株式会社

2018年5月10日、丸大フード株式会社の代表窓口にヒューマンライツ・ナウより電話で問い合わせた。同社が報告書に記載されていることを伝えた上で、報告書の内容確認とコメントを求めるため担当者の連絡先を尋ねた。しかし、担当者は報告書の送付先を開示せず、報告書を受け取ることを断った。ヒューマンライツ・ナウは同社より、同社が内容を確認することなく報告書を公表することについて了承を得た。6月5日、同社宛に報告書を郵送し返答を求めたが、その後返事はなかった。

2. 大日本住友製薬株式会社

2018年5月10日、大日本住友製薬株式会社の代表窓口にヒューマンライツ・ナウより電話で問い合わせた。代表窓口より、必要があれば同社より連絡をすることとして、同社のウェブサイト問合せフォームより連絡するよう依頼があった。問合せフォームより連絡を試みたが、同社からの返信はなかった。6月1日、同社宛に報告書を郵送し返答を求めたが返事はなく、8月1日に問合せフォームより報告書の内容確認を求めたが、その後返事はなかった。

B. 報告書を受け取ったが回答のなかった企業

1. Boston トレーディング株式会社

2018 年 5 月 14 日、Boston トレーディング株式会社のウェブサイトに記載されていた担当連絡先に報告書を送付し、それに関する回答を求めたが、返事はなかった。6 月 5 日、同社宛に報告書を郵送し、8 月 1 日に回答を求めるメールを再送したが、返事はなかった。

C. 報告書を受け取り、回答のあった企業

以下の企業からは、ヒューマンライツ・ナウからの暫定版の報告書に関して回答があった。尚、最終版の報告書には、企業から指摘のあった訂正等が反映されている。

1. 味の素株式会社
2. 株式会社フォーシーズ
3. 伊藤ハム米久ホールディングス
4. 三菱商事株式会社
5. 株式会社ポムフード
6. 住友商事株式会社

1. 味の素株式会社

2018年5月14日、ウェブサイトに記載された味の素株式会社のCSR担当部署宛に、報告書を送付し内容に関する確認とコメントを求めた。6月1日、同社より以下の回答を得た。

2018年6月1日

認定NPO法人 ヒューマンライツ・ナウ
事務局長 伊藤和子様

ヒューマンライツ・ナウ報告書2018「タイ鶏肉産業における強制労働： 日本企業のサプライチェーン上の労働者の権利侵害」に関するコメント

貴団体にて纏められた報告書について味の素グループは、冷凍食品ビジネスのタイにおけるビジネス・パートナーである Betagro 社からのヒアリングに基づき、以下の1. のような認識を持っております。また、日本企業のサプライチェーンにおける取り組み勧告については、現在の味の素グループの取り組みを以下の2. でご報告いたします。

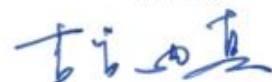
1. 報告書の事実関係についてのコメント

- ①p53: Betagro 社は2015年にサプライチェーンに係わる全ての企業が、タイの労働法を遵守するだけでなく、国際的な人権基準と労使関係を遵守する Betagro Labor Standard (BLS) を発表している。併せて全サプライヤーを招聘し説明会を実施するとともに、BLS マニュアルを配布している。
- ②p48: Betagro 社は、Thammakaset 社によるミャンマーの労働者に対する窃盗と名誉棄損の刑事告訴に関与していない。
- ③p52: Betagro 社は、家禽産業全体の問題として人権被害者への支援を行うべきとの判断から、タイ・プロイラー加工輸出業者協会を通じて財政的支援を行っている。
- ④p45: タイ王国警察は、この紛争を調査するために委員会を設置している。その委員会の報告書によれば、このケースは人身売買ではなく、労働保護法違反との結論に至っているが、本報告書には記載されていない。

2. 味の素グループは、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいた取り組みを進めている。

- ①味の素グループは、従来より「味の素グループ行動規範」や「サプライヤーCSR ガイドライン」を通じてサプライチェーンにおける人権の取り組みを進めてきたが、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく人権尊重の取り組みを実践していくための「人権尊重に関するグループポリシー」を策定し、公開している。
- ②「人権尊重に関するグループポリシー」に従い、人権デューデリジェンスに着手しており、Versk Maplecroft 社の人権リスクデータによる人権リスクアセスメントを実施し、地域や事業における人権リスクの分析、評価を行い、取り組み計画の策定を進めている。
- ③この人権デューデリジェンスの仕組み作りとサプライヤーをはじめとする外部からの通報制度の整備を進め、味の素グループの人権尊重の体制を構築していく。

味の素株式会社
常務執行役員
人権専門委員会委員長
吉宮 由真



2018 年 7 月 12 日、上記の返答を受け、幣団体による追加の質問内容に関して回答を求めた。7 月 23 日、同社より以下の回答を得た。

2018 年 7 月 23 日

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ
事務局長 伊藤 和子様

味の素株式会社
常務執行役員
人権専門委員会委員長
吉宮 由真

タイ家禽産業における強制労働レポート質問状 2 への回答

平素よりお世話になっております。

標記の件、ご質問についての回答を青字にて追記いたしましたのでご査収の程お願いいたします。

なお回答内容の英訳公開の場合には、翻訳時の誤解を避けるため、必ず弊社に事前の確認をお願いいたします。

記

2. 次に質問です。ご回答で、貴社は「人権デューデリジェンスに着手しており、Versk Maplecroft 社の人権リスクデータによる人権リスクアセスメントを実施し、地域や事業における人権リスクの分析、評価を行い、取り組み計画の策定を進めている。」と述べられております。この点につき、以下、ご回答下さい。

①貴社の人権デューデリジェンス及び人権リスクアセスメントは定期的実施されていますか。

⇒本年度より人権デューデリジェンスに着手しています。今後は定期的実施していく予定です。

②貴社はこれまで実施した人権デューデリジェンスの調査報告を公開されていますか。公開している場合は、URL をご回答下さい（多数ある場合、代表的なもので結構です）。公開していない場合、その理由をご回答下さい。

⇒今年度 2018 年度のサステナビリティ・データブック（9 月公開予定）に Web 上で開示する予定です。

③貴社は商品のサプライヤーをどこまで把握されていますか。一次、二次、三次、それ以降のいずれでしょうか。サプライヤーリストを公開している場合は、URL をご回答下さい。

⇒農産品や水産物等を含め、原料、包材は加工業者のレベルまでを把握しています。

また、紙（FSC）、パーム油（RSPO）、コーヒー豆（4C）については認証品の調達を進めています。

④これまでの人権デューデリジェンスにおいて、本レポートで指摘したようなタイの鶏肉産業における人権問題・労働問題は把握されていましたか。把握されていなかった場合、その原因をどのように分析されていますか。

⇒2 年前に政府系機関と Web 情報から Thammakaset 社の労働・人権問題を把握し、Betagro 社に対し問い合わせを行い Thammakaset 社との契約を解除したことを把握しています。

⑤本レポートを受けて、Thammakaset 社以外の鶏肉産業のサプライチェーンに対して何らかの調査ないし監査を実施されたでしょうか。実施されたとすればその調査・監査内容をご回答下さい。

⇒本レポートは 2 年前の労働・人権問題であり、その後 Betagro 社が契約農場への取り組みを進めていることから、本レポートを受けた調査は行っておりません。Betagro 社は契約農場へ BLS (Betagro Labor Standard) の浸透を図り、最低 1 回／年の監査を実施するとともに、NGO の Issara と協働で「Your Voice We Care」のプログラムを開始し、労働者の声を受け付ける通報システムを設け課題の解決を進めています。

⑥貴社としては本レポートで指摘した強制労働が行われていた Thammakaset 社がサプライチェーンの一部となっていた原因について、どのように分析されていますか。

⇒タイ国内の外国人移民労働者は 300 万人を超えと言われる、タイ経済の 10%以上を支えなくてはならない存在となっています。そのように外国人労働者が社会で一般化する中で、中小企業における外国人労働者の労働・人権問題の認識と労働関連法令に対する遵法意識の向上が期待されます。

⑦今後、同様の人権問題等に加担せず、人権の尊重を促進するために、貴社としてはどのようなアクションプランを想定していますか。本レポートで指摘した課題について調査結果ないし改善策についての会社方針をウェブサイトにて公開して頂ければ記者会見でコメントいたします。

⇒当社は、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき本年度より人権デューデリジェンスを実施し、人権影響評価に基づく人権課題の明確化と優先順位付けを行い、事業活動における人権インパクト調査の実施を通じて具体的な取り組み計画を策定して参ります。

3. 貴社では、本レポートで指摘した人権問題・労働問題（タイ養鶏産業での労働問題・人権問題）について事実確認のための調査はされましたか。もし調査結果ないし進捗状況として共有頂けるものがあれば、どのような方法により調査されたのかも含めてご回答下さい。調査結果についてウェブサイトにて公開頂ければ記者会見でコメントさせていただきます。

⇒本レポートに関する事実確認は、Betagro 社からのヒアリングを基に行っています。

2 年前に Thammakaset 社との契約を解除して以降、Betagro 社は契約農場を中心にサプライヤーへの労働・人権問題への取り組みを強化しています。Betagro 社は、2017 年アメリカの NGO The Issara Institute と “Your Voice, We Care”のパイロットプロジェクトを開始し、2018 年からは契約農場に対して本格的に展開していく予定です。 参考 URL : <http://en.postupnews.com/2017/07/betagro-your-voice-we-care.html#/2017/07/betagro-your-voice-we-care.html>

4. 本レポートでは Thammakaset FarmII における労働問題を具体例として摘示しておりますが、これはあくまで具体例の一つであって、タイの鶏肉産業全体に人権問題・労働問題が蔓延していることについて問題提起を行っているものです。タイの鶏肉産業全体における人権問題・労働問題について何かコメントがあればご回答下さい。また、同産業全体のサプライチェーンの改題解決に向けた貴社としての取り組み（業界団体や同業他社との連携など）ないしその方針などがあればご回答下さい。

⇒2 年前の事件以降、タイ社会や企業側もこのような労働・人権課題に対する改善を進めてきています。

Betagro 社と NGO の Issara の協働による労働環境改善の取り組みは、鶏肉産業のモデル的な取り組みであると考えます。今後は弊社としても Betagro 社と Issara の協働の取り組みを支援していきたいと考えます。

5. HRN としては、貴社には是非、リーディングカンパニーとして、国連ビジネスと人権に関する指導原則を始めとする国際基準に則った人権デューデリジェンスの実施や監査情報・サプライヤーリストの公開などを通じてサプライチェーンの人権問題に取り組むことにより、サプライヤーを含むビジネスパートナーに対しても人権尊重を促進して頂きたいと考えております。つきましては、HRN と継続的な意見交換（エンゲージメント）を実施するご意向があるかどうかご回答下さい。

⇒人権デューデリジェンスの実施により人権侵害の防止に努めてまいりますが、万一人権侵害が発生した場合には、現場の情報をお持ちの HRN をはじめとする NGO の皆様と適宜情報交換を実施しながら取り組みを進めていきたいと考えます。

以上

2. 株式会社フォーシーズ

2018 年 5 月 14 日、ウェブサイトに記載された連絡先に、報告書を送付し内容に関する確認とコメントを求めた。5 月 23 日、同社より以下の回答を得た。

レポートを確認させて頂きました。

当社では記載の内容について把握しておりませんので、早速調査いたします。
問題がある場合には、厳正に対処いたす所存です。

また、レポートの記載に一部事実と異なる部分がありましたので、
以下の通り訂正下さい。

■20 ページ

誤) 宮竹讃岐製麺所

↓

正) 宮武讃岐うどん

■21 ページ

誤) ピザレストラン「ピザーラエクスプレス」を運営している。

↓

正) うどん店「宮武讃岐うどん」を運営している。

ピザーラエクスプレスは現在運営しておらず、今後開店する予定もございません。

以上、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

また 2018 年 7 月 12 日、上記の返答を踏まえ、追加の質問内容に関して回答を求めた。7 月 23 日、同社より以下の回答を得た。

質問 1. ご回答の中で、本レポートで指摘した人権問題・労働問題について早速調査をされるとのことでしたが、調査の結果ないし進捗状況はいかがでしたでしょうか。どのような方法により調査されたのかも含めてご回答下さい。調査結果についてウェブサイトに掲載頂ければ記者会見でコメントさせていただきます。

→ ポストトレード社を通して当該問題に関する状況を調査しました。ベタグロ社の取引先である Thammakaset Farm においてご指摘の係争があったことは事実の様ですが、数年前に裁判でも決着がつき、ベタグロ社に道義的責任はあったにせよ事実上の責任はなかったという主旨は聞き及んでおります。しかしながら、この事実を重く受け止め、当該取引先との取引は中止しているとのこと、また、今後このような問題に細心の注意をはかるとの報告を受けております。

質問 2. 貴社では、サプライチェーン上における労働基準法・基本的人権の侵害の有無を確認するための定期的なデューディリジェンス（サプライヤーに対する調査・監査）を実施されているのでしょうか。行っているとすれば、どのような基準及び手続きで実施されているのかご回答下さい。

質問 3. 今後、同様の人権問題等に加担しないために、貴社としてはどのようなアクションプランを想定しておられますか。本レポートで指摘した課題について改善策についての会社方針をウェブサイトに公開して頂ければ記者会見でコメントいたします。

（2. と 3. の質問についての回答）

→ これまでも様々な観点で信用のおける取引先であるか注意し、その上で、品質の管理を主目的とした調査・監査は定期的実施してまいりましたが、今回のご指摘を重く受け止め、結果として人権問題等に原因を与えるようなことがないよう、様々な場面で今まで以上に留意してまいりたいと考えております。

3. 伊藤ハム米久ホールディングス

2018 年 5 月 14 日、ウェブサイトに記載された連絡先に、報告書を送付し内容に関する確認とコメントを求めた。5 月 25 日、同社より以下の回答を得た。

認定 NPO 法人 ヒューマンライツ・ナウ御中

拝啓

この度は、タイの鶏肉産業に関連する調査書についてご連絡いただき、ありがとうございます。ありがとうございました。

調査書の弊社に関する記載内容に関し、意見等申し上げることはございません。

強制労働など労働者の権利を取り巻く課題は、世界的な課題のひとつと認識しております。弊社は目指すべき企業像として、コンプライアンスを最優先とした事業活動を掲げており、社内に制定している企業倫理規範に基づき、法令遵守はもとより、社会規範に沿った活動をして参る所存でございます。

末筆ながら貴団体の益々のご清栄をお祈り申し上げます。

敬具

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社

また、2018年7月12日、上記の返答をふまえ追加の下記の質問に関して回答を求めた。

タイ鶏肉産業における強制労働レポートに関する問い合わせへのご回答有り難うございました。ご回答内容につきましては、レポート末尾に掲載させていただきます。また、ご指摘頂いた修正点については速やかに修正いたします。

以下、ご回答内容について、若干の質問がございますのでご回答頂きますようお願いいたします（先日のご回答内容とともに、レポート末尾に掲載させていただきます）。本件につきまして7月下旬に記者会見を予定しておりますので、7月23日（月）までにご回答のほど宜しくお願い申し上げます。

1. ご回答では「意見等申し上げることはございません。」とのことですが、貴社としては、本レポートで指摘した人権問題・労働問題について事実確認のための調査はなされたのでしょうか。もし調査結果ないし進捗状況として共有頂けるものがあれば、どのような方法により調査されたのかも含めてご回答下さい。調査結果についてウェブサイトにて公開頂ければ記者会見でコメントさせていただきます。
2. 貴社では、サプライチェーン上における労働基準法・基本的人権の侵害の有無を確認するための定期的なデューディリジェンス（サプライヤーに対する調査・監査）を実施されているのでしょうか。行っているとすれば、どのような基準及び手続きで実施されているのかご回答下さい。
3. 今後、同様の人権問題等に加担しないために、貴社としてはどのようなアクションプランを想定しておられますか。本レポートで指摘した課題について改善策についての会社方針をウェブサイトにて公開して頂ければ記者会見でコメントいたします。

以上、宜しくお願いいたします。

7月23日、同社より以下の回答を得た。

2018年7月23日

特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ 御中

拝啓

この度は、タイの鶏肉産業に関連する調査書の弊社回答についてご連絡いただき、ありがとうございました。貴団体のご質問に関し、下記の通りご回答申し上げます。

1. 本調査書は、タイの鶏肉産業に関連するものであり、弊社に関わる記載（豚肉商品販売会社設立、本年1月リリースした新合弁会社《以下、「新合弁会社」といいます》設立予定）について、弊社が認識している事実との相違は無く、意見等を申し上げることはございませんでした。なお、弊社はこの度、「新合弁会社」の合弁パートナーである三菱商事を通し、本調査書において言及されております Thammakaset 養鶏場の労働問題に関連して、すでに Betagro 社が Thammakaset 社との取引を停止するとともに、それ以外の全ての契約養鶏業者についても労働基準の遵守状況を調査しているということにつき、確認をいたしました。
2. 弊社では、サプライヤー様に対しましては、品質管理、安全衛生を主たる目的とした定期・不定期の現地監査を行い、その状況を逐次確認・把握しておりますが、労働基準法や基本的人権の侵害について特に焦点を当てての定期的な調査は現時点では行っておりません。
3. 弊社は、目指すべき企業像として、コンプライアンスを最優先とした事業活動を掲げており、弊社の企業倫理規範には、サプライチェーンにおける人権尊重や環境保全に配慮した取組みを行うことを取り決めております。企業倫理規範は、弊社全役職員に配布し、従業員教育・研修を通じて啓蒙を図っております。

以上、ご回答申し上げます。

末筆ながら貴団体の益々のご清栄をお祈り申し上げます。

敬具

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社

4. 三菱商事株式会社

2018 年 5 月 14 日、ウェブサイトに記載された連絡先に、報告書を送付し内容に関する確認とコメントを求めた。その後返信がなく、5 月 23 日別の担当者と同じく報告書を送付し、内容に関する確認とコメントを求めた。5 月 25 日に同社より、以下の回答を得た。



〒100-8086 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

2018 年 5 月 25 日

三菱商事は、企業理念である「三綱領」に基づき、グローバルベースな事業活動を推進する事を通じて、社会の持続可能な発展への貢献を図っています。当社は世界中で様々なビジネスを展開するに当たって、人権への配慮が重要な要素であると考えており、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」の他、「世界人権宣言」や「ILO 国際労働基準」、「安全と人権に関する自主的原則」等、人権に関する国際規範を支持しております。

また、世界中で多様な商品・サービスを取り扱う当社にとって、自社だけでなく、サプライチェーンにおける CSR は重要な課題の 1 つになっております。当社では、強制労働の禁止や安全で衛生的かつ健康的な労働環境の提供を謳った、サプライチェーン上の人権・労働問題・地球環境等への取り組みの方針となる「サプライチェーンにおける CSR 行動ガイドライン」を制定し、当社の基本的な考え方を全世界のサプライヤーの皆様へお伝えしております。

ガイドラインの遵守状況の把握は、サプライヤーの皆様への定期的な調査や、現地訪問を通じて、継続的に実施しております。ガイドラインに違反する事例が確認された場合には、対象となるサプライヤーへ是正措置を求めると共に、必要に応じてサプライヤーの支援を実施しており、サプライヤーの皆様との強固な関係を構築させて頂いております。

当社としてもタイにおけるサプライチェーン上の課題解決に資するとの認識のもと、今年度より定期調査に鶏肉のサプライヤーを加えました。今後は業界団体などの業界関係者との連携も視野に入れながら、タイの鶏肉業界におけるサプライチェーン上の課題解決に取り組んで参ります。

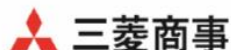
尚、タイ Betagro 社とは、長期にわたり良好な取引関係を継続しており、レポートに記載のある、Betagro 社の契約養鶏業者 Thammakaset 社において発生した労働争議については、Betagro 社とも確認し、Betagro 社の労働基準に照らして労働争議が解決し、同社が Betagro 社の労働基準を遵守しない限り、取引を停止する措置を講じた旨、当社として把握しております。Betagro 社では、Thammakaset 社以外の全ての契約養鶏業者についても、タイ国内法及び Betagro 社労働基準の遵守状況を調査したと聞いております。

当社の人権への配慮やサプライチェーン上の取り組みの詳細については、以下ウェブページをご参照ください。

<https://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/csr/management/policy/human-right.html>

<https://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/csr/management/supplychain.html>

2018年7月12日、上記の返答をふまえ追加の質問内容に関して回答を求めた。7月23日、同社より以下の回答を得た。



〒100-8086 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

2018年7月23日

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ

三菱商事株式会社

「タイ鶏肉産業における強制労働」レポートに関するご質問の件

貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。2018年7月12日付にて受領致しましたタイ鶏肉産業における強制労働レポートに関するコメント及びご質問に関して、下記の通りご回答申し上げます。

記

1. (ご質問内容)

貴社は Thammakaset 社において発生した労働争議について、「Betagro 社の労働基準に照らして労働争議が解決し」たとの Betagro 社の回答を参照されております。しかし、強制労働が行われていた養鶏場 (Thammakaset Farm II) との契約を Betagro 社が解除したのは事実ですが、労働争議は解決しておらず、労働者はレポート内でも指摘したとおり、労働基準法違反等について補償を求める裁判を提起し、同裁判は係属中であります。正当な補償がなされていない以上、問題は未だ解決していないこととなりますのでこの点はお留意ください。

(当社回答)

ご指摘頂きまして有難う御座います。当社としても現時点で、本件労働争議が解決していないと認識しております。不明瞭な点があったかもしれませんが、2018年5月25日付の回答書では、Betagro 社より、『今後「労働争議が解決し」、且つ「Thammakaset 社が Betagro 社の労働基準を遵守する」までは、取引を停止する措置を講じた』、とご連絡頂いております。

2. (ご質問内容)

本レポートでは Thammakaset FarmII における労働問題を具体例として摘示しておりますが、あくまで具体例の一つであって、タイの鶏肉産業全体に人権問題・労働問題が蔓延していることについて問題提起を行っているものです。その意味において、貴社が、「タイの鶏肉業界におけるサプライチェーン上の課題解決に取り組んで参ります」と述べておられている点を評価しております。つきましては、貴社としては、Betagro 社・Thammakaset 養鶏場の問題以外に、タイの鶏肉産業のサプライチェーン上の人権問題・労働問題としてどのような課題が存在すると認識しているかご回答下さい。

(当社回答)

鶏肉産業に関しては、一般論として、労働集約型の事業形態であり、その労働力を外国人労働者にて賄うことが生じやすい産業である為、労働者への適切な就労環境の提供が阻まれやすい点が課題であると認識しております。

3. (ご質問内容)

貴社は、「当社では、強制労働の禁止や安全で衛生的かつ健康的な労働環境の提供を謳った、サプライチェーン上の人権・労働問題・地球環境等への取り組みの方針となる『サプライチェーンにおける CSR 行動ガイドライン』を制定し、当社の基本的な考え方を全世界のサプライヤーの皆様へお伝えしております。」と回答されております。この点、貴社の CSR ガイドラインを見ると、パート2のモニタリングの箇所に、「本ガイドラインの遵守状況を把握するため、サプライヤーとのコミュニケーションを深め、サプライヤーに対する定期的な調査を実施します。また、活動地域や事業内容から、必要と判断される場合には、サプライヤーを訪問し活動状況の確認を行います」とあります。上記定期的な調査及び活動状況の確認について、以下の点をご回答下さい。

① (ご質問内容)

調査の方法や評価基準はどのようなもののでしょうか。第三者による監査も行っているのであれば、その内容も併せてご回答下さい。

(当社回答)

当社では、農作物やアパレルなど社会性への配慮が強く求められている商品を取り扱うサプライヤーに対して、当社の「サプライチェーンにおける CSR 行動ガイドライン」の遵守状況を評価基準として、定期的なアンケート調査を実施しています。また、必要と判断される場合には、当社の社員によるサプライヤーの現地視察を実施しており、視察内容は第三者のアドバイスに基づき実施しております。調査の結果、ガイドラインに違反する事例が確認された場合には、サプライヤーに対して是正措置を求めると共に、必要に応じてサプライヤーへの指導・支援を実施しております。

② (ご質問内容)

これまでの定期的な調査ないし活動状況の確認において、本レポートで指摘したようなタイの鶏肉産業における人権問題・労働問題は把握されていたのでしょうか。把握されていなかったとすれば、その原因についての分析結果をご回答ください。

(当社回答)

タイの鶏肉産業における人権問題や労働問題の可能性については一般論として業界環境を注視しておりました。昨今の外部動向の高まりを受け、当社としても今年度よりタイの鶏肉サプライヤーを定期的なアンケート調査の対象に加えております。

③ (ご質問内容)

本レポートを受けて、Thammakaset 社以外の鶏肉産業のサプライチェーンに対して何らかの調査・監査を実施されたでしょうか。実施されたとすればその調査・監査内容をご回答下さい。

(当社回答)

本レポートを受けてのものではありませんが、今年度より鶏肉サプライヤーを定期的なアンケート調査の対象に加えており、当社及び当社子会社と直接取引のある、タイの全ての鶏肉サプライヤーに対して、上記3.①に記載のアンケート調査を実施しております。

④ (ご質問内容)

貴社として、本レポートで指摘した強制労働が行われていた Thammakaset 社がサプライチェーンの一部となっていた原因について、どのように分析されていますか。

(当社回答)

サプライチェーン上の人権問題、労働問題に関しては、まずは直接の取引先と協働し、取り組むことが重要であると考えております。その意味で、今後サプライヤーに対する定期的な調査を通じて、サプライチェーンの実態を適切に把握して参ります。

⑤ (ご質問内容)

今後、同様の人権問題等に加担せず、人権尊重を促進していくために、貴社としてはどのようなアクションプランを検討されていますか。本レポートで指摘した課題について調査結果ないし改善策についての会社方針をウェブサイト公開して頂いた場合、記者会見でコメントいたします。

(当社回答)

今年度より開始している鶏肉サプライヤーへの定期的なアンケート調査や、必要に応じたサプライヤーへの現地訪問を実施する等、サプライヤーの皆様との強固な関係を構築し、取り組んで参ります。

これら取り組みの詳細については、以下当社ウェブページでも公開しております。

<https://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/csr/management/supplychain.html>

4. (ご質問内容)

貴社のご回答には「今後は業界団体などの業界関係者との連携も視野に入れている」とございますが、具体的にはどのような団体と、どのように提携を組むことを検討されていますか。HRN としましても、同様の課題を抱える業界の企業らが協力して取り組むことが、このような人権課題の解決に向け、必要であり、また有用であると考えております。したがって、HRN も積極的に協力して参りたいと思いますので、ご検討内容につき、

ぜひご共有下さい。

(当社回答)

まずは当社と取引のある鶏肉サプライヤーへの定期的なアンケート調査等を通じて、タイの鶏肉産業が抱える課題を把握した上で、解決に向けては業界関係者との連携も選択肢の一つとして検討していきたいと考えております。

5. (ご質問内容)

HRN としては、貴社には是非、リーディングカンパニーとして、国連ビジネスと人権に関する指導原則を始めとする国際基準に則った人権デューデリジェンスの実施や監査情報・サプライヤーリストの公開などを通じてサプライチェーンの人権問題に取り組むことにより、サプライヤーを含むビジネスパートナーに対しても人権尊重を促進して頂きたいと考えております。つきましては、HRN と今後も継続的な意見交換（エンゲージメント）を実施するご意向があるかどうかご回答下さい。

(当社回答)

当社では企業理念である「三綱領」に基づき、幅広くステークホルダーの皆様からのご意見に耳を傾け、持続可能な事業展開を図って参りたいと考えており、貴法人を含むステークホルダーの皆様と必要な意見交換をさせて頂ければと考えております。

以上

5. 株式会社ポムフード

2018年5月17日、ウェブサイトに記載された連絡先に、報告書を送付し内容に関する確認とコメントを求めた。5月18日、同社より以下の回答を得た。

2018年3月に行われた株主総会にて合弁解消が決議され、翌4月末日でベタグロ社様との合弁解消を行っております。
以上の事から現在は、ベタグロ社様との関係性がなく弊社の内容削除をお願い致します。

6月4日、上記回答を踏まえ、以下の追加質問を送付したが、一切の回答は得られなかった。

貴社の内容削除をご希望とのことですが、前提として当該合弁解消の理由をご教示願えますでしょうか。

本レポートで言及している養鶏場での人権侵害・労働権侵害が理由ということでしょうか。

また、ベタグロ社と合弁解消したことにより、貴社のサプライチェーンにタイ鶏肉業界の業者は一切存在しないことを確認されたとのことでしょうか。

当団体といたしましては、現時点でベタグロ社との合弁解消がなされていても、本レポート記載の人権侵害・労働権侵害が行われている当時において関係性を有していたのであれば、ビジネスと人権指導原則に基づき、たとえば労働者の被った損害を補償するための方策の検討など、企業としての社会的責任を果たされるべきであると考えておりますが、この点はいかがでしょうか。

合弁解消にあたって既に、貴社が国連ビジネスと人権に関する指導原則で求められる社会的責任を果たすための具体的行動を起こされているのであれば、不勉強ながら存じ上げないので、活動内容をご教示ください。

また、ご存知のとおり、移民労働者が劣悪な労働環境で強制的労働を行わされているのは、今回のレポートで取り上げたタマカセットファームだけではなく、タイ国内（さらに言えば多くの新興国）の養鶏場に広く共通する問題であります。したがって、貴社とベタグロ社との関係性のみが解消されたことをもって問題が解決するわけではありません。

今回レポートを送付させて頂いた他社様からは建設的なご回答を頂いております。

「食を通して世の為人々の為に尽くします」「社会貢献のできる企業になります」との経営理念を掲げておられる貴社においても、建設的なご回答を頂けるものと確信しておりますので、是非とも宜しくご検討ください。

なお、メールのやりとりを含めて、ご回答内容（回答無も含む）は他社様同様に全て報告書末尾に記載の上、記者会見の場でも発表させて頂きます。報告書内容に誤りがあれば速やかに訂正いたしますので、この点も含めてご検討くださいますようお願いいたします。

6. 住友商事株式会社

2018 年 5 月 14 日、ウェブサイトに記載された連絡先に、報告書を送付し内容に関する確認とコメントを求めた。5 月 28 日、同社より以下の回答を得た。

ご依頼頂いておりました貴調査報告書ドラフトに対する弊社コメントを下記の通り回答致します。

尚、下記回答においても言及しておりますが、貴報告書ドラフト P21-22 の弊社豚肉関連の事業会社につきましては、Betagro-Dainippon Tecno-Ex Co., Ltd 社からは 2011 年に、Betagro Safety Meat Packing., Ltd 社からは 2015 年に弊社資本を引き揚げしており、現時点では出資関係はございません。貴報告書ドラフトでは、現在、弊社がこれら 2 社にも出資しているとの記載になっておりますので、ご修正をお願いします。

上記につき折り返しご確認を頂きたく、宜しくお願い致します。

記

住友商事グループは、広く社会に貢献するグローバルな企業グループとして、「人間尊重を基本とし、信用を重んじ確実を旨とする」ことを経営理念に掲げております。また、当社グループのサステナビリティとは、企業活動を通じて常に社会課題に真摯に取り組み、社会とともに持続的に成長することと考えております。事業活動を通じて社会課題の解決に積極的に取り組むのみならず、地域社会との共生、人権への配慮、環境の保全、コンプライアンスの遵守をはじめ、企業に求められる社会的責任を果たしております。

こうした考えに基づき、当社グループでは、「世界人権宣言」に準拠し、国連グローバル・コンパクト 10 原則に 2009 年に署名しております。また、2011 年に国連で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」を尊重し、社会啓発活動にも取り組んでおり、その旨は、当社ホームページにて公に宣言しております。

サプライチェーンにおける人権保護につきましても、「住友商事グループのサプライチェーンCSR行動指針」を掲げ、当社ホームページにて開示するとともに、サプライヤーをはじめとする取引先や事業パートナーに対し、同指針への賛同と理解、実践を求めています。また、営業部にて必要と判断した取引先に関しては、駐在員やグループ会社とも連携の上で現地を訪問し、状況確認を適宜行っております。

当社グループは、今後もグローバルに幅広い分野で事業を展開していくにあたり、引き続きこれらの国際規範を積極的に支持、尊重するとともに、事業活動を行う世界各国の法令を遵守し、関与するバリューチェーンにおいて、取引先や事業パートナーと共に、人権を尊重しつつ事業を遂行して参ります。

本レポート記載の当社豚肉関連の事業会社につきましては、Betagro-Dainippon Tecno-Ex Co., Ltd 社からは 2011 年に、Betagro Safety Meat Packing., Ltd 社からは 2015 年に当社資本を引き揚げしており、現時点では出資関係はございません。なお、当社と Betagro Agro Group とは、Thai SPF Products Co., Ltd. を設立し、自社養豚場にて養豚事業を行っておりますが、この合弁会社におきましては、従業員の人権を尊重し事業を行っております。

以上

住友商事㈱
サステナビリティ推進部

また 2018 年 7 月 12 日、上記の返答をふまえた下記の質問内容に関して回答を求めた。

1. ご回答で、貴社は、貴社の「サプライチェーンCSR行動指針」について、「サプライヤーをはじめとする取引先や事業パートナーに対し、同指針への賛同と理解、実践を求めています。」と述べられておりますが、具体的にどのようなプロセスでこれらの基準がビジネスパートナーやサプライヤーにおいて遵守されることを確保しているのかご回答下さい。また、貴社のウェブサイトには「英国現代奴隷法に係る声明」も公開されておりますが、同声明についても同様にどのようにして履行確保をされているのかご回答下さい。
2. ご回答で、貴社は「もし弊社の営業部門は必要であることを判断した場合、私達は現地のスタッフと系列会社と共に現地査察を行い、一体何が起きているのかを調査する」と述べられております。この点につき、以下ご回答下さい。
 - ① 貴社として、定期的な人権デューディリジェンス（サプライヤーに対する調査・監査）は行っているのでしょうか。行っているとすれば、調査の方法や評価基準はどのようなものなのでしょうか。第三者による監査も行っているのであれば、その内容も併せてご回答下さい。
 - ② これまでの現地査察において、本レポートで指摘したようなタイの鶏肉産業における人権問題・労働問題は把握されていたのでしょうか。把握されていなかったとすれば、その原因をどのように分析されていますか。
 - ③ 本レポートを受けて、Thammakaset社以外のサプライチェーンに対して何らかの調査ないし監査を実施されたのでしょうか。実施されたとすればその調査・監査内容をご回答下さい。
 - ④ 貴社としては本レポートで指摘した強制労働が行われていたThammakaset社をサプライチェーンとして使用してしまっていた原因について、どのように分析されていますか。
 - ⑤ 今後、同様の人権問題等に加担せず、人権の尊重を求めていくために、貴社としてはどのようなアクションプランを想定していますか。本レポートで指摘した課題について調査結果ないし改善策についての会社方針をウェブサイトに公開して頂ければ記者会見でコメントいたします。
3. 貴社では、本レポートで指摘した人権問題・労働問題（タイ養鶏産業での労働問題・人権問題）について事実確認のための調査はされましたか。もし調査結果ないし進捗状況として共有頂けるものがあれば、どのような方法により調査されたのかも含めてご回答下さい。調査結果についてウェブサイトに公開頂ければ記者会見でコメントさせていただきます。

以上、宜しくお願いいたします。

7月23日、同社より以下の回答を得た。

ご依頼頂いておりました貴追加質問につきまして、下記の通りご回答致します。
尚、本回答は、5/15 に受領した貴レポートのドラフトに、弊社からご依頼させて頂きました修正が反映されている内容が前提になっておりますこと、ご了承頂けますと幸いです。

最終版のレポートのご送付をお願いするとともに、対外発表のタイミングが確定されましたら事前にご連絡頂けると幸いです。

記

1. 当社ビジネスパートナーやサプライヤー等に対しては、ビジネスを通じて、当社の考えを理解していただくべく対話を継続実施しています。具体的な対話ツールとして、corporate profile（7か国語作成）・統合報告書・HP等を利用し、当社サプライチェーンCSR行動指針等の取り組みを理解いただくように努めています。その理解の浸透については、ビジネス毎に、環境や状況が大きく異なるため、現地の事業会社・担当営業組織・地域拠点・パートナー等が其々の立場で複数の視点で確認する必要があると認識しております。

当社指針の遵守を促す中で、当社グループの様々な立場の人間が、パートナーやサプライヤーを訪問し、情報収集や情報交換を図ることによって問題点を炙り出し、都度適切な対応を取っていくことで、浸透や実践が進捗すると考えています。

英国現代奴隷法の履行状況の確認についても、同様です。

2.

- ① 当社事業は、幅広い地域・業種にわたることより、定期的に全事業を一斉に調査することは現実的に難しいですが、社内向けセミナー等において、基本的な確認項目については各事業の関係部に周知し、必要に応じて各事業体が確認を行っています。
- ② 既にご回答済（5月28日回答）の内容ですが、今回ご質問いただいている「本レポートで指摘したようなタイの鶏肉産業における人権問題・労働問題」がベタダグロ社との取引を指すのであれば、当社グループと同社との取引は豚肉事業のみであり、ご質問に該当する取引はございません。
- ③ 当社のタイ鶏肉事業におけるサプライチェーンについて、貴レポートを受けての新たな調査は実施しておりませんが、ご指摘の人権問題が現時点で起きているとは当社として認識しておりません。
- ④ 上記2-②をご確認ください。ベタダグロ社の鶏肉サプライチェーンと、当社は関係ございません。
- ⑤ タイ鶏肉事業については、上記1でご説明しているとおり、当社の方針をパートナーやサプライヤーに対して継続して伝えると共に、パートナーやサプライヤー等の現場に調査・視察にいく当社グループ社員の意識づけを更に強化する社内セミナーを継続実施して参ります。また、他の事業展開においてもパートナーやサプライヤーとの現場における様々な視点・角度でのコミュニケーションを持続することの重要性を絶えず意識した取り組みを行っていく所存です。

3. 従前より取引先とは日頃のコミュニケーションを通じ安全な労働環境を確保すべく努めてきており、今回特段な調査は実施しておりません。しかしながら、今後も引き続き定期的面談、訪問調査を通じて継続確認して参ります。

以上

住友商事(株)
サステナビリティ推進部

7月30日、同社の指摘に基づき、報告書の修正点の確認を求めたところ、同社より修正案を受領した。

ヒューマンライツ・ナウの修正案

住友商事と Betagro Agro Group との合弁会社である Thai SPF Products は、特定病原体未感染（SPF）豚肉市場を開拓するために 1993 年に設立された会社である。2002 年には住友商事は SPF 豚肉の梱包事業で Betagro Agro Group と合弁パートナーとなり、また、2004 年には Betagro Agro Group と SPF 豚肉生産の合弁事業を開始した。過去に住友商事は、他にも Betagro に関連した二つの合弁事業に関係していた。2004 年に住友商事、大日本製薬株式会社及び Betagro Agro Group Co., Ltd. は、タイのロッブリーの工場で家畜の骨からの抽出物の生産を専門に扱う合弁会社 Betagro-Dainippon Tecno-Ex Co., Ltd. を設立した。また、2015 年までに、住友商事と Betagro Agro Group は、別の合弁会社 Betagro Safety Meat Packing Co., Ltd. を設立し、豚肉食品工場を運営して、Thai SPF Products Co., Ltd. 及びその他の Betagro Agro Group 傘下の企業から供給される豚肉を使用した大量生産を実施していた。なお、住友商事によれば、2011 年には Betagro Agro Group Co., Ltd. について、2015 年には Betagro Safety Meat Packing Co., Ltd について、資本関係を解消したとのことである。

住友商事株式会社の修正案（報告書の本文に採用）

住友商事と Betagro Agro Group との合弁会社である Thai SPF Products は、特定病原体未感染（SPF）豚肉市場を開拓するために 1993 年に設立された会社である。~~2002 年には住友商事は SPF 豚肉の梱包事業で Betagro Agro Group と合弁パートナーとなり、また、2004 年には Betagro Agro Group と SPF 豚肉生産の合弁事業を開始した。過去に住友商事は、他にも Betagro に関連した二つの合弁事業に関係していた。~~2002 年に住友商事、大日本製薬株式会社及び Betagro Agro Group Co., Ltd. は、タイのロッブリーの工場で家畜の骨からの抽出物の生産を専門に扱う合弁会社 Betagro-Dainippon Techno-Ex Co., Ltd. を設立した。また、2002 年、住友商事と Betagro Agro Group は、別の合弁会社 Betagro Safety Meat Packing Co., Ltd. を設立し、2004 年に SPF 豚肉の屠畜加工事業を開始、豚肉食品工場を運営して、Thai SPF Products Co., Ltd. 及びその他の Betagro Agro Group 傘下の企業から供給される豚肉を使用した大量生産を実施していた。なお、住友商事によれば、2011 年には Betagro-Dainippon Techno-Ex Co., Ltd. ~~Betagro Agro Group Co., Ltd.~~ について、2015 年には Betagro Safety Meat Packing Co., Ltd について、資本関係を解消したとのことである。